

令和4年度介護職員処遇改善計画・実施要綱

- 本手当は、介護職員の処遇を改善し、他の業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるようにするものである。
- 本手当は、介護福祉士資格手当 常勤職員 月額 10,000 円、非常勤職員 月額 6,000 円、夜勤手当の増加分および一時金として支給する。
- 毎月の一時金の支給基準は、当法人グループの介護職員として介護福祉士等の資格の有無により決定する。
 - ・資格を有さない介護職員 月額 5,000 円
 - ・介護職員実務者研修（旧ヘルパ[®]-1 級）
介護職員初任者研修（旧ヘルパ[®]-2 級） 月額 10,000 円
 - ・介護福祉士 月額 20,000 円
- 認知症介護実践者研修・認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した全介護職員に対して月額 10,000 円を支給する。
- 非常勤介護職員は勤務時間数（端数切捨て）に
 - 40 円（資格を有さない介護職員。但し、上限は 5,000 円）
 - 60 円（介護職員実務者研修（旧ヘルパ[®]-1 級）
介護職員初任者研修（旧ヘルパ[®]-2 級）介護職員。但し、上限は 10,000 円）
 - 120 円（介護福祉士。但し、上限は 20,000 円）を乗じた額を支給する。
- 勤務の困難性を考慮し夜勤手当を 1 回 6,000 円とする。
- 賃金改善実施期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
- 支給日：令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月の給与支給日。
- 利用率等により介護報酬額が計画と差異が生じた場合及び法令等の変更により、支給額は変動することがある。
- 平成 22 年 10 月より本事業に関しキャリアパス要件が追加されるに伴い、内部研修参加回数に応じて全介護職員に対して、年末支給の一時金に一定金額を加算する。外部研修（法人の承認必要）に関しては、報告書提出を必須とし、研修時間に応じ、年末支給の一時金に一定金額を加算する。介護職員初任者研修、介護福祉士、認知症介護実践者研修、認知症管理者研修および介護実践リーダー研修等の資格取得のための研修受講費用（法人の承認必要）、受験（旅費除外）並びに登録費用を一時金として支給する。
- キャリアパス要件および定量的要件を満たす事業を介護職員処遇改善手当支給実施事業として随時実施する。
- 内部研修参加率の低下等により、キャリアパス要件に底触し加算手当率に変更された場合は、遡及して受領した手当を返還するものとする。

附則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日より施行する

有限会社 ヘルプ

グループホーム 福寿草

令和4年度介護職員等特定処遇改善計画・実施要綱

- 毎月の一時金の支給基準は、介護職員に対して、10,000円を支給する。
- 非常勤介護職員は勤務時間数（端数切捨て）に60円（但し、上限は10,000円）を乗じた額を支給する。
- 賃金改善実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日。
- 支給日：令和4年6月から令和5年5月の給与支給日。
- 利用率等により介護報酬額が計画と差異が生じた場合及び法令等の変更により、支給額は変動することがある。
- キャリアパス要件に底触し加算手当率が変更された場合は、遡及して受領した手当を返還するものとする。

附則

この要綱は令和4年4月1日より施行する

有限会社 ヘルプ

グループホーム 福寿草

介護職員処遇改善支援補助金計画・実施要綱

- 介護職員処遇改善支援補助金として毎月支給することとする。
- 毎月の補助金の支給基準は、介護職員は、5,000 円を支給する。
- 非常勤介護職員は勤務時間数に 30 円（但し、上限は 5,000 円）を乗じた額を支給する。
- 賃金改善実施期間 令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日。
- 支給日：令和 4 年 3 月から令和 4 年 10 月の給与支給日。
- 利用率等により介護報酬額が計画と差異が生じた場合及び法令等の変更により、支給額は変動することがある。または、遡及して受領した補助金を返還することもある。

附則

この要綱は令和 4 年 2 月 1 日より施行する